

### 3 まちなか再生支援事業(補助金)

～まちなか空間の再生を支援～

#### 1 事業目的

まちなか再生に取り組む市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を居住機能・商業機能等総合的な側面から促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与すること。

#### 2 補助事業の概要

	①まちなか再生専門家活用型	②大学連携型
補助内容	(1) 補助対象業務を行う市町村への契約費用に対する補助 (2) 補助金の交付を受ける市町村が実施するまちなか再生事業に対する助言	
補助対象事業の概要	市町村がまちなか再生専門家の具体的・実務的ノウハウを活用してまちなか再生に取り組む事業。	連携大学の教員と学生が地域の現場に入り、必要に応じてまちなか再生専門家や他大学等の大学サポートチームと連携しながら、市町村や地元関係者とともにまちなか再生に取り組むことにより、継続的なまちなか再生及び人材育成に資する活動を行う事業。
事業概念図		
まちなか再生プロデューサー	市町村から委託されたまちなか再生事業の業務を、責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統合等を行う者。 まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となる専門家。	連携大学の教員。
契約の相手方	まちなか再生プロデューサー。	原則として連携大学（大学組織）。ただし、財団が事業を円滑に進める上で必要と認めた場合には、大学サポートチームのまちなか再生専門家と契約することを妨げない。

(※)「まちなか再生専門家」とは、まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウ等を有する専門家（当該専門家が所属する法人を含む）をいう。

### 3 公募概要

補助対象者	市町村
補助対象業務	(1) 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー等と業務の委託等契約を締結するものであること。 (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。 (3) 市町村とまちなか再生専門家チーム（大学連携型の場合は、連携大学及び大学サポートチーム）との連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。 (4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。 (5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。 (6) 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。
補助額（補助率）	1事業 700万円 以内（補助対象事業に係る契約金額の2/3以内）
対象事業数	5件程度
補助対象期間	平成26年4月1日 ～ 平成27年2月20日まで
公募期間	申込締切 平成26年 2月 14日（財団必着）
留意事項	(1) 財団へ直接申請（別途都道府県への報告を要します。） (2) 補助率2/3以外の部分（市町村負担部分）について市町村の予算措置が必要。
問合せ先	(財) 地域総合整備財団<ふるさと財団> 開発振興部開発振興課 担当：櫻田 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-6 新平河町ビル 【TEL】03-3263-5758 / 【FAX】03-3263-7423 【E-mail】kazuko.sakurada@furusato-zaidan.or.jp 【URL】http://www.furusato-zaidan.or.jp/